

各 位



平成 26 年 5 月 23 日

会 社 名 株 式 会 社 大 田 花 き
代 表 者 代 表 執 行 役 社 長 磯 村 信 夫
(J A S D A Q コード番号 7 5 5 5)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 管 理 本 部 長 金 子 和 彦
T E L 0 3 - 3 7 9 9 - 5 5 7 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 21 日開催予定の当社第 26 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）は、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となりますが、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを更新せず、廃止することを決議いたしました。そのため、買収防衛策に関する規定の定款第 19 条（買収防衛策）を削除するものであります（かかる買収防衛策の非更新（廃止）の内容は本日付で別途リリースしております「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非更新(廃止)に関するお知らせ」をご参照ください）。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(買収防衛策)</p> <p>第19条 <u>当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u></p> <p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>3. <u>当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(2) 当社が当該新株予約権 を取得する際に、これと 引き換えに交付する対価 の有無及び内容につい て、非適格者と非適格者 以外の者として別異に取扱 うことができること</u></p> <p><u>第 20 条～第 53 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 19 条～第 52 条</u> (現行どおり)</p>
---	-------------------------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 21 日 (土)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 21 日 (土)